

亀山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第18号

亀山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市営住宅条例施行規則（平成17年亀山市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(同居承認申請及び同居者の異動届) 第8条 [略] [2 略] 3 入居者は、 <u>条例第12条第4項</u> の規定により同居者の異動の届出をするときは、市営住宅同居者異動届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。 [条を削る。]	(同居承認申請及び同居者の異動届) 第8条 [略] [2 略] 3 入居者は、 <u>条例第12条第3項</u> の規定により同居者の異動の届出をするときは、市営住宅同居者異動届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。 <u>(市営単独住宅に関する準用)</u> <u>第27条 市営単独住宅の申請等について</u> は、 <u>第6条から第8条まで、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第21条、第22条及び次条か</u>

<p>(市営住宅監理員)</p> <p><u>第27条</u> 条例第52条第1項の市営住宅監理員は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>[(1) ~ (7) 略]</p> <p>(市営住宅管理人)</p> <p><u>第28条</u> 条例第52条第2項の規定により市営住宅管理人（以下「管理人」という。）を置く。</p> <p>[2及び3 略]</p> <p>(管理人の業務)</p> <p><u>第29条</u> 管理人は、条例第52条第3項に規定する事務のほか次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(管理人の手当)</p> <p><u>第30条</u> [略]</p> <p>(管理人の解嘱)</p> <p><u>第31条</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第32条</u> [略]</p>	<p><u>ら第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「市営単独住宅」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(市営住宅監理員)</p> <p><u>第28条</u> 条例第55条第1項の市営住宅監理員は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>[(1) ~ (7) 略]</p> <p>(市営住宅管理人)</p> <p><u>第29条</u> 条例第55条第2項の規定により市営住宅管理人（以下「管理人」という。）を置く。</p> <p>[2及び3 略]</p> <p>(管理人の業務)</p> <p><u>第30条</u> 管理人は、条例第55条第3項に規定する事務のほか次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(管理人の手当)</p> <p><u>第31条</u> [略]</p> <p>(管理人の解嘱)</p> <p><u>第32条</u> [略]</p> <p>(その他)</p> <p><u>第33条</u> [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。